

令和元年（ワ）第172号，令和2年（ワ）第216号 違法行為差止請求事件
原 告 和田廣治 外7名
被 告 久和 進 外3名

第12準備書面

2021年5月31日

富山地方裁判所 民事合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明



ほか

原告らは、令和3年3月10日付け準備書面(5)における被告らの主張に対し下記のとおり反論し、あらためて被告らに釈明を求める。

第1 準備書面(5)第1 「はじめに」について

1 本件原発の再稼働を目指すという経営の基本方針は株主総会において適法に成立し、かつ圧倒的多数により支持されたものであって、被告らにはこの基本方針に従うという義務があり、これに反することこそが法令に違反することとなる、というのが被告らの主張である。

しかし、まず、会社法360条は少数株主において取締役の行為を差し止めることを容認している。原告らが先に指摘したとおり（原告第2準備書面2～3頁），この制度の存在そのものが、多数株主が支持した株主総会決議であろうとも違法行為差止請求を妨げるものではないことを明確にしている。

ところで、本件訴訟において被告らが原告らの求釈明に正面から答えようとしないことは、後述するとおりである。被告らのこの応訴態度は、本件原発を

めぐる重要な問題点が明らかになるのを回避しているというほかない。実は被告らは、株主総会においても、株主の質問に対してまともな回答をしなかつたり、重要な情報を開示しなかつたりするなどした。本件原発の再稼働の是非について株主が適切に判断するための情報を与えないまま決議を獲得したのである。被告らの本件での訴訟態度は、この株主総会時の対応と軌を一にする。それだけに、本件訴訟による違法行為差止請求の是非を判断するにあたって、的確な情報が法廷に顕出されなければならないといえる。

2　被告らにおいて特定の論文や調査報告書等を検討したか等について原告らが釈明を求めたことを捉えて、被告らは、取締役自身がそれら特定の論文や調査報告書等を検討しなければ取締役の業務執行において善管注意義務及び忠実義務違反があるかのように主張するのが原告らの意見であると非難している。

しかし、この非難は、原告らの主張を誤解したものか、そうでなければ敢えて曲解するものである。原告らは、取締役である被告ら自身がそれら特定の論文や調査報告書等を検討しなければならないなどと主張しているのではない。原告らが釈明を求めた事項はいずれも、本件原発の再稼働の是非を判断するにあたって最低限検討すべき重要な事項である。そこで、被告らが、これらの事項について社内外の専門家による検討結果の報告を受けたのか否か、もし報告を受けたのであれば、それはどのような内容のものであったか、釈明を求めたのである。

さらに、原告らが取締役会の議事録及び配布資料の開示を求めたのに対し、誠に遺憾ながら、被告らはこれらを一切開示していない。他方で被告らは、いくつか証拠を本件訴訟に提出しているが、本件原発の再稼働の是非を判断するにあたり、これらの証拠を検討したか否かすら、実はまったく定かではない。本件原発の再稼働の是非という重要事項に関する判断は取締役会で行われたものであり、その判断が不合理であるか否かを本件訴訟で審理判断するにあたっては、取締役会の議事録及び配布資料が基礎的かつ第一次的な情報であること

は言を俟たない。それらの法廷顕出は必須不可欠である。特に、本件原発2号機の新規制基準適合性審査の申請を行うことを決定した取締役会における議事録及び配布資料を検討吟味する必要性は格別に高い。

3 被告らは、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査の手続を適法に実行し、同委員会の判断を遵守して本件原発の再稼働の可否を判断し、業務を遂行することにより被告らの善管注意義務及び忠実義務は尽くされるものである、と主張する。

しかし、まず、本件原発の再稼働の是非に関する取締役会の判断は、時期的に原子力規制委員会の新規制基準適合性審査に先立って行われている。取締役会において再稼働の是非を判断した際に善管注意義務及び忠実義務を尽くしたかどうかと、事後的に新規制基準適合性審査に従うこととは全く無関係である。こうして被告らの上記主張は論理矛盾も甚だしい。

ちなみに、本件原発2号機の新規制基準適合性審査では、2014年8月12日の申請から約7年が経過しようとしている現在においても、許可が出る見通しは全く立っていない状況であり。また、本件原発1号機については申請すらできていない状況であるにもかかわらず、多額の費用が継続的に支出されている。こうした現状は、再稼働をすると決めた取締役会のかつての判断に誤りがあったことを示唆するに十分といえよう。

さらに、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査は、原発の安全性に関する審査を行うものであって、電力会社の経営上の観点から審査を行うものではない。これに対して、取締役である被告らの判断は、前者の原発の安全性の観点からのみならず、後者の経営上の観点からもなされるのであって、いわば守備範囲が広いのである。したがって、本件原発2号機の新規制基準適合性審査の申請を手続に則って行った事実を持ち出しただけでは、本件原発の再稼働の是非を判断するのに必要な事項を十分検討したことにはならない。すなわち、被告らの主張は、善管注意義務及び忠実義務を尽くしたことの主張としては足

りないのである。

なお、新規制基準及び原子力規制委員会による基準適合性審査には、安全性の観点から見ても不合理な部分が多々認められる。そのため実は、被告らがこれに従ったとしても、善管注意義務及び忠実義務を果たしたということにはならない。この基準適合性審査の問題点については、追って別の機会に詳述する。

第2 準備書面(5)第2の1 「福島第一原発事故の原因が未解明であること」について

1 求釈明の曲解に基づく回答に対する

(1) 被告らは、「そもそも、福島第一原子力発電所事故の解明は・・・東京電力・・・や、原子力規制委員会・・・において行われるものであり、同発電所を設置・管理するものではない補助参加人の取締役である被告らにこれを行う義務があるとする原告らの主張は、失当というほかない」（下線部引用者）と主張する（準備書面(5)8頁）。

しかし、被告らのそのような主張こそが失当である。

(2) 原告らは、被告らに対し、福島第一原発事故の「解明を行う」義務があるとは主張していない。①事故原因を解明しようとした各種報告書や論文を前提に、②解明された事故原因を本件原発にあてはめて対策を立てるとともに、③未解明と指摘された問題について、その未解明問題が本件原発に事故を発生させる原因とならないかどうかを検討するため、同問題を十分に分析する義務を負うと主張しているのである。

北陸電力は、福島第一原発と同様の事故を起こしてはならない。被告らは、北陸電力をしてそのような事故を起こさせてはならない。被告らは、そ

の責務を果たすため、①福島第一原発の事故原因に関する情報を収集し、②事故原因について確立された知見・情報を基に志賀原発に万が一にも福島第一原発と同様の事故が起こらないかどうかを検証し、対策を立て、③事故原因について確立された知見・情報がない分野・部分があれば、その分野・部分の未解明問題が重大事故発生の可能性にいかなる影響を与える、万が一にも福島第一原発と同様の事故が起こらないかどうかを検証し、それが起こる可能性を否定できなければ本件原発を稼働しない義務を負う。

2 事故原因未解明問題（求釈明①～③）への不明確な回答と再求釈明

(1) 原告らは、事故原因の未解明問題に関する求釈明で、以下の①ないし③の質問への回答を求めた。

① 地震動により電源盤が破損したり配管が破断したりした可能性がないかどうかを検討したか。いつ検討したか。

② 国会事故調報告書、田中三彦論文、伊東良徳論文、木村俊雄論文は検討したか。いつ検討したか。

③ ②の結果、①をどのような理由でどのように結論づけたか。いつ結論づけたか。

(2) 被告らは、この求釈明に明確な回答をしていない（準備書面(5)8頁）。

もっとも被告らは、地震動による重要配管破断の可能性（田中三彦論文、木村俊雄論文）及び地震動による電源盤機能喪失（伊東良徳論文）について、原子力規制委員会の調査報告書等に基づきそのような破断や機能喪失はなかったと主張している。この主張は、上記①と②の検討をし③結論を出したという趣旨かもしれない。

(3) そこであらためて被告方に釈明を求める。

上記①と②の検討は、いつしたのか。原子力規制委員会の中間報告書（2014年10月8日）を根拠としているためおそらく同日よりも後に検討したのであろうが、同日より後のいつ、検討したか。

上記の検討を、取締役会で検討したか。未解明の問題があることについて取締役会で報告がなされたか。

地震動による重要配管破断の可能性や電源盤機能喪失がなかったとの結論は、いつ出したか。

3 事故原因未解明問題（求釈明④⑤）への回答に対する再求釈明

(1) 原告らは、事故原因の未解明問題に関する求釈明で、以下の④及び⑤の質問への回答を求めた。

④ 本件原発で福島第一原発と同様の事故が発生しないかどうかを検討したか。いつ検討したか。

⑤ 検討の結果、どのような理由でどのように結論づけたか。いつ結論づけたか。

(2) これに対し被告らは、2011年3月18日と同年4月8日に発表した安全強化策により、本件原発において「福島第一原発事故のように、津波等に起因する電源機能及び冷却機能の喪失により炉心損傷や放射性物質の放出に至ることを防止することができる」（下線部引用者）と主張した（準備書面(5)11～12頁）。

しかし上記安全強化策は、福島第一原発事故の発生から数日後及び約1ヶ月後に発表されたものである。発表された時期には、事故の一因が津波であ

ったことは分かったであろうが、津波以外の原因（「津波等」の「等」）は全く分かっていない。このような時期に策定した対策をもって、津波「等」に起因する事故に至ることを防止することができる、などとは言えないはずである。

(3) そこであらためて被告方に釈明を求める。

被告方は、2011年3月と同年4月の時点で、福島第一原発事故（電源機能及び冷却機能の喪失）の原因を、何と考えていたのか。それはどのような根拠に基づく判断か。

第3 準備書面(5)第2の2 「福島第一原発事故による甚大な被害の実態と本件原発における予測」について

1 本件原発における被害予測問題（求釈明①～③）への未回答と再求釈明

(1) 原告方は、本件原発で発生する可能性がある事故の態様とその被害予測に関する求釈明で、以下の①ないし③の質問への回答を求めた。

① 本件原発でどのような過酷事故が発生する可能性があるのかを検討したか。

② いつ検討したか。どのような資料に基づいて検討したか。

③ 検討した結果、どのような結論となったか。

(2) これに対し被告方は、①については、新規制基準が重大事故等対策の項目で挙げる事故・事態を挙げた上で、北陸電力が「上記各事態を想定し」て対策を講じたと回答した（準備書面(5)16頁）。

被告らが「想定」したとされる「上記各事態」とは、新規制基準が挙げる

Ⓐ 「重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合」、Ⓑ 「重大事故が発生した場合」、Ⓒ 「格納容器が破損した場合」及びⒹ 「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊」の4つの事態である。

被告らは、そのような「各事態」を「想定」した対策を講じたと述べる。

これは、「仮にそのような各事態が発生したと考えた場合の対策を立てた」という意味の主張であり、本件原発で実際にそのような事態が発生する可能性があるかどうかを検討したかどうか（①）について、回答したものではない。また、いつ検討したか、どのような資料に基づいて検討したか（②）、検討した結果、どのような結論となったか（③）についても、いずれも回答していない。

(3) そこであらためて被告方に釈明を求める。

① 本件原発で、Ⓐ重大事故に至るおそれがある事故が発生すること、Ⓑ重大事故が発生すること、Ⓒ格納容器が破損すること、Ⓓ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生することについて、それぞれ、本件原発においてそのような事態が発生する可能性があるのかどうかを検討したか。

② いつ検討したか。どのような資料に基づいて検討したか。

③ 検討した結果、どのような結論となったか。

2 本件原発における被害予測問題（求釈明④）への未回答と再求釈明

(1) 原告らは、本件原発で発生する可能性がある事故の態様とその被害予測に関する求釈明で、以下の④の質問への回答を求めた。

④ 想定した事故が発生した場合の放射性物質の飛散状況、住民の避難予想、地域住民の健康や生活、企業の経済活動に対する被害等を検討したか。

(2) これに対し被告らは、「上記各事態を想定し、防災対策を講じており、国や地方公共団体と連携し原子力災害対策の強化に取り組んでいる」と主張した（準備書面(5)17頁）。

原告らは、放射性物質の飛散状況、住民の避難予想、地域住民の健康や生活、企業の経済活動に対する被害等を「検討したか」と質問している。これに対し被告らは、検討したかどうかを回答していない。

(3) 会社に回復し難い損害を与えないためには、ひとたび本件原発で事故が発生した場合に、発生した事故毎に、具体的にどのような損害が発生するのかを検討し予測する必要がある。

東海第二原発の運転差止訴訟において2021年3月8日になされた水戸地裁判決は、「住民の段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実施し得る体制が整えられているにはほど遠い状況にあると言わざるを得ないから、その範囲内の住民である原告らについては、深層防護の第5の防護レベルに欠けるところがあり、人格権侵害の具体的危険がある」と述べ、住民避難の可否が原発の安全性の判断に重要であることを示している。

したがって、被告らとしては、本件原発において発生する可能性があると被告らが検討し結論づけた重大事故があればその重大事故毎に、そのような

検討をしておらず結論も出していないのであれば被告らが「想定」したとされる「事態」（上記1(2)の④ないし⑦）毎に、それぞれ、放射性物質がどの程度どこまで飛散し、住民がどのようにどこまで避難し、放射性物質によって能登半島が南北に分断されないかどうか、分断されてしまったらどのような損害が生じるのか、といった程度の検討はしていなければならぬし、しているはずである。

(4) そこであらためて被告らに釈明を求める。

④ 本件原発において発生する可能性があると被告らが検討し結論づけた重大事故毎に、または被告らが「想定」したとされる「事態」（上記1(2)の④ないし⑦）毎に、それぞれ、放射性物質の飛散範囲と線量の予測、住民の避難予測（避難時間、避難ルート、避難の遅れ等）、地域住民の健康や生活、企業の経済活動に対する被害等を、検討したか。

3 本件原発における被害予測問題（求釈明⑤）への曲解に基づく回答と再求釈明

(1) 原告らは、本件原発で発生する可能性がある事故の態様とその被害予測に関する求釈明で、以下の⑤の質問への回答を求めた。

⑤ S P E E D I の飛散シミュレーションの内容、石川県及び富山県の原子力防災計画（避難計画）の内容を検証したか。

(2) これに対し被告らは、「原子力規制委員会は、・・・『緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、S P E E D I による計算結果は使用しない。』としており、原告らの主張は前提を欠く」と主張した（準備書面(5)18頁）。

しかし、被告らは原子力規制委員会の文書（乙82）の趣旨を曲解している。そのため、被告らの主張は失当である。

すなわち、同文書は冒頭で、「原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリング（固定型のモニタリングポスト）の実測値等に基づくこととしており、この方針に従い、現在実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の充実強化を図っているところである。」と述べる（下線部引用者）。すなわち、現に放射性物質が放出された場合には、各所に設置された測定器の実測値に基づいて避難の方角等の判断を行う（だから測定体制の充実強化が必要）と説明している。

被告らが同文書から引用した部分は、上記の説明を受けて、「緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない。」と述べた部分である。上記説明と被告ら引用部分を併せ読めば理解できるように、原子力規制委員会の文書は、現に放射性物質が放出された場合には、各所に設置された測定器の実測値に基づいて避難の方角等の判断を行うのであり、SPEEDIの予測に基づいては判断しないということを述べたのである。

原子力規制委員会は、SPEEDIによる予測が役立たないとか、意味がないなどと言っているのではない。SPEEDIは現在もなお、放射性物質の飛散量や範囲を予測する高い能力を有するし、その予測は避難計画や損害予想に利用できる。

(3) SPEEDIのシミュレーション（甲39）は、過去の実際の風向きや風速等を基に放射性物質の飛散範囲と線量を予測している。これによると、本件原発において重大事故が発生し100メートルの高さ（排気筒からの排出を念頭に置いた想定高と思われる）から放射性物質が排出された場合、同物質は偏西風にのって能登半島の付け根を西から東へ飛散し、同半島を南北に分断する幾通りもの可能性があることが分かる。この予測は、本件原発で重大事故が発生した場合に放射性物質の飛散地域の帶が能登半島を南北に分断するとともに、富山・石川両県の自治体や住民、企業に多大な損害を与え、ひいては北陸電力に回復しがたい損害を与えるおそれがあることを示している。

このシミュレーションは、本件原発を再稼働するかどうかを決定するにあたって参考・検討すべき極めて重要な資料である。

(4) また被告らは、上記(1)の⑤のうち、「石川県及び富山県の原子力防災計画（避難計画）の内容を検証したか。」との質問には回答しなかった。

(5) そこであらためて被告方に釈明を求める。

⑤ SPEEDIの飛散シミュレーションの内容を検討したか。また、石川県及び富山県の原子力防災計画（避難計画）の内容を検証したか。

4 本件原発における被害予測問題（求釈明⑥～⑧）への未回答と再求釈明

(1) 原告らは、上記3(1)の⑤に続き、以下の⑥ないし⑧の質問への回答を求めた。

- ⑥ 上記⑤の検証により、原子力防災計画（避難計画）の問題点を把握したか。その計画により避難が遅れたまたは避難できなかった住民がどれほど発生し、どれほどの損害が発生するかを試算したか。
- ⑦ 上記④ないし⑥はいつ検討・検証したか。どのような資料に基づき検討・検証したか。
- ⑧ 検討した結果、どのような結論となったか。いつ結論づけたか。
- (2) これに対し被告らは、何も回答しない。
そこであらためて被告方に釈明を求める。
- ⑥ 上記3(5)の⑤の検証により、原子力防災計画（避難計画）の問題点を把握したか。その計画により避難が遅れたまたは避難できなかった住民がどれほど発生し、どれほどの損害が発生するかを試算したか。
- ⑦ 上記2(4)の④、上記3(5)の⑤及び上記⑥はいつ検討・検証したか。どのような資料に基づき検討・検証したか。
- ⑧ 検討した結果、どのような結論となったか。いつ結論づけたか。

第4 準備書面(5)第2の3 「原発事故のリスク評価」について

- 1 被告らが主張するとおり、新規制基準適合性審査では、PRAは、重大事故等対策の有効性評価における事故シナリオの選定にしか用いられていない。すなわち、重大事故等対策を講じた結果、重大事故の発生確率が何パーセントになるのかを把握しないままに再稼働の審査を行っているのである。
- 経営判断において、事業のリスク評価は基本中の基本である。よって、原発の重大事故のようにひとたび発生すれば会社を破綻させる事象のリスクを十分に評価しないままに事業を継続することは、明らかな善管注意義務及び忠実義務違反である。

- 2 被告らは、原告らの下記理解に誤りがあれば、指摘されたい。
- (1) 被告らは、原告らが外部事象PRAモデルにおける本件原発の炉心損傷頻度（CDF）及び格納容器機能喪失頻度（CFF）を明らかにするように求めたにもかかわらず、「地震PRA及び津波PRAについて、イベントツリーに基づく事故シナリオの分類を実施し、有効性評価の対象とする事故シナリオに追加する事故シナリオがないことを確認している」としか主張していない。これは、外部事象PRAモデルにおける本件原発の炉心損傷頻度（CDF）及び格納容器機能喪失頻度（CFF）を計算していないこと、すなわち、地震や津波などの外部事象が発生した場合に、本件原発がどの程度の確率で重大事故を発生させるかがわからないことを意味する。
- (2) 外部事象は、地震及び津波に限らず、内部溢水、内部火災、強風等も含まれるにもかかわらず、これらのPRAは全く実施していない。これは、これらの事象が発生した場合の重大事故の発生確率がわからないだけでなく、事故シナリオに不足がないか否かの検証すらできていないことを意味する。
- (3) 乙16の22頁によれば、事故シナリオの選定に用いている地震PRA及び津波PRAはレベル1、すなわち、炉心損傷確率を求めるものにすぎず、福島第一原発事故で発生したような格納容器機能喪失確率や放射性物質の大放出確率を求めるレベル2以上のPRAは全く用いられていないことを意味する。
- 3 上記原告らの理解が正しければ、本件原発の重大事故の発生リスクを十分に評価したとはいえず、善管注意義務及び忠実義務違反は明らかである。

第5 準備書面(5)第2の4 「本件原発の敷地内活断層の活動性が否定できないこと」について

- 1 敷地内断層の活動性に関し、被告らは、「補助参加人は、新規制基準の内容及び各種調査、分析により得られた様々なデータ等を踏まえ、敷地内断層が新

規制基準にいう『将来活動する可能性のある断層等』に該当しないことを確認した」とし、その確認の「上で、平成26年8月12日に本件2号機の原子炉設置変更許可申請を行った」と主張する（準備書面(5)24頁）。

この主張のとおり「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことの確認を北陸電力において真実行ったのであれば、「将来活動する可能性のある断層等」に該当するか否かを北陸電力の取締役会において仔細に検討し、取締役会決議がなされているはずである。

敷地内断層の活動性いかんは本件原発の再稼働の可否を決する極めて重要な要素であるから、取締役会において「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認するには、慎重の上にも慎重を期し、客観的な資料に基づき、合理的な判断を経なければならない。被告らの善管注意義務違反を問う本件訴訟では、こうした判断資料と判断過程の合理性を審理する必要性があることは明らかである。そこで原告らは、第9準備書面において、被告ら及び北陸電力に対し、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料を提出するよう求めたのである。これらの議事録と諸資料は、北陸電力の取締役会における議論の状況を詳らかにし、被告らの善管注意義務違反の有無を認定する上で必要不可欠な基礎的な資料だというべきである。

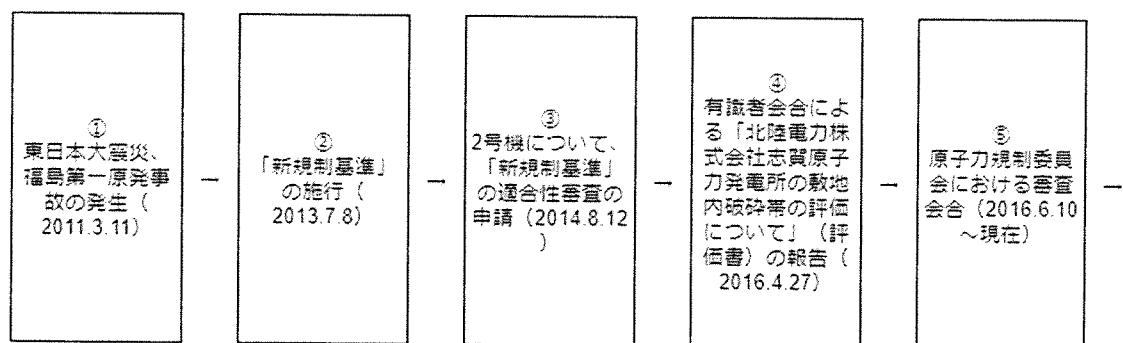
しかしながら、被告らから、上記の判断過程及び判断資料に関する具体的な主張並びに議事録及び諸資料などの書証の提出はされていない。

そこで、原告らは、以下、被告ら準備書面(5)の釈明内容が全くもって不十分であることを明らかにし、あらためて被告らに具体的な釈明を求めるとともに、併せて、取締役会議事録等、求釈明事項の内容に関する資料の提出を求める。

2 「ア「求釈明」①及び②について」について

- (1) 原告らは被告らに対し、第9準備書面（12頁）において、以下の事項について釈明を求めた。

- ① 福島第一原発事故以後検討した追加調査の内容やその検討過程（検討段階から実施まで外された項目等がある場合はその理由）。
- ② 本件原発敷地内の活断層に関し、専門家へ意見聴取をした時期、被告らにおいて活動性がないと判断した時期、その判断に至るまでの検討過程や判断の根拠。
- (2) これに対し、被告らは、求釈明①について、補助参加人において原子力規制委員会からのコメント等を踏まえて追加調査を行っていること、その内容は多岐にわたることなどを釈明した。
- また、求釈明②（第9準備書面12頁）について、当該追加調査について、隨時、専門家への意見聴取を行っているなどと釈明した（以上につき、被告ら準備書面(5)23頁以下）。
- (3) 東日本大震災、福島第一原発事故の発生後、被告らは、原子力規制委員会に対し、2014年（平成26年）8月12日に本件原発2号機における新規制基準への適合性確認を受けるための申請を行った（下図③）。



被告らが「ア 「求釈明」①及び②について」で不十分ながらも説明したのは、主として、上図④以降の経過に過ぎない。上図③の申請時点より前に、当然、被告らは本件原発の再稼働の方針を決定しているはずであるが、その決定に至るまでの検討過程は何ら説明されていない。

そこで、以上の点から、求釈明①及び②について（特に、上図①から③ま

での検討過程、専門家へ意見聴取時期などについて），あらためて具体的な釈明を求めるとともに、上図①から⑤までの期間の関係する取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料などの提出を求める。

3 「イ 「求釈明」③及び④について」について

(1) 原告らは被告らに対し、第9準備書面（13頁）において、以下の事項について釈明を求めた。

③ 本件原発の真下で断層がずれた場合の施設に与える影響の検討の有無、内容。

④ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律・同規則・その他的新規制基準の内容に関する検討の有無。

(2) これに対し、被告らは、求釈明③について、2014年（平成26年）8月12日の申請前後の各種調査結果により敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認したことを釈明した。

また、求釈明④について、新規制基準の内容を踏まえて同申請を行ったことなどを釈明した（以上につき、被告ら準備書面(5)24頁以下）。

(3) まず、求釈明③は、敷地内断層がずれた場合の施設に与える影響に関する検討の有無を問うたものであるが、被告らは、敷地内断層の「将来活動する可能性のある断層等」の該当性に言及するのみで、当該求釈明について、一切答えていない。そこで、再度、求釈明③についての具体的な釈明を求める。

また、求釈明④については、上記釈明のみでは当該検討内容や検討時期などが不明確であり、無回答に等しい。そこで、関係する取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料などの提出をあらためて求める。

4 「ウ 「求釈明」⑤及び⑥について」について

(1) 原告らは被告らに対し、第9準備書面（13頁）において、以下の事項に

ついて釈明を求めた。

⑤ 有識者会合の意見ではなく、3名の専門家の意見を採用とした根拠。

⑥ 有識者会合のメンバー及び北陸電力が挙げる上記専門家以外の専門家の意見について、検討の有無及び内容。

(2) これに対し、被告らは、求釈明⑤及び⑥について、有識者会合の意見は科学的に問題があり、それを指摘する意見書を提出するなどしたこと、3名の専門家以外にも他の学者らの意見やピアレビュー会合の審議内容、北陸電力による調査などを踏まえて敷地内断層が「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認したことなどを釈明した（以上につき、被告ら準備書面(5)25頁以下）。

(3) あらためて言うまでもないが、原告らは、過去のある時点（の取締役会）において被告らによってなされた本件原発の再稼働の判断が取締役の善管注意義務等に違反することを主張している。

それにもかかわらず、当該求釈明においても、必要不可欠な基礎的資料である取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料などが一切提出されていない。そこで、これらの資料の提出をあらためて求める。

5 「エ「求釈明」⑦について」について

(1) 原告らは被告らに対し、第9準備書面（13頁）において、以下の事項について釈明を求めた。

⑦ 敷地内断層や富来川南岸断層等の周辺断層の活動性に関する渡辺満久教授（東洋大学）の見解、意見に対する検討の有無及び内容。

(2) これに対し、被告らは、渡辺満久教授のピアレビュー会合におけるコメント及び富来川南岸断層等に関する同教授らの論文を参照したなどと釈明した（以上につき、被告ら準備書面(5)26頁以下）。

(3) しかし、当該求釈明においても、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料などが一切提出されていない。そこで、これらの資料の

提出をあらためて求める。

また、同教授の上記コメントや引用した同論文以外に検討した同教授の見解や意見の有無について釈明を求める。また、検討した見解や意見があるとすれば、どのような見解・意見であったか、それに対する検討内容や結果はどのようなものであったか、具体的な釈明を求める。

以上